

## 前回の電気用品調査委員会以降の電気用品の技術基準に関する動き

電気用品調査委員会事務局

前回の第 93 回電気用品調査委員会以降の経産省商務流通保安グループの HP に掲載された電気用品の技術基準に関係する事項は以下であった。

## (1) 平成 27 年 7 月 24 日

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部(整合規格の採用)が改正されました。

改正内容(解釈別表第十二)

採用済の IEC 規格に整合した暫定規格を、新たに制定された JIS に置き換えるもの: 2 規格

採用済の JIS を、より新しい版の IEC 規格に整合した JIS に置き換えるもの: 7 規格

通達日: 平成 27 年 7 月 24 日 適用時: 平成 27 年 10 月 1 日

(ただし、施行から 3 年間は、なお置き換える前の JIS 規格又は別紙によることができるものとする。)

## (2) 平成 27 年 7 月 24 日

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部が改正されました。

改正の概要

コンセント等の金属接触部の過熱対策

観賞魚用ヒーターの空焚きによる過熱対策

プリント基板の難燃化対策の適用範囲拡大

通達日・適用日: 平成 27 年 7 月 24 日。

(ただし、この通達の改正後の規定の適用については、この通達の施行の日から 1 年間は、なお従前の例によることができる。)

## (3) 平成 27 年 9 月 11 日

電気用品の技術基準に関し、以下の意見募集が行われた。

意見募集内容

IoT、人工知能、遠隔操作等を用いた製品が一般消費者向けに開発されつつありますが、一方で、こうした新製品の普及には安全性の確保が必要であり、現行の規制等の課題整理や見直しが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、今般、家電分野を中心に広く関係事業者等から、開発を検討している製品に関連する制度的な見直しのニーズについて意見募集を行い、現行制度等の課題を明らかにした上で、IEC 等の国際的な動向も踏まえ、必要な見直しを具体的に検討することとします。

意見募集期間: 9 月 11 日 ~ 10 月 31 日

## (4) 平成 27 年 10 月 8 日

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部(整合規格の採用)が改正されました。

改正内容(解釈別表第十二)

採用済の JIS を、より新しい版の IEC 規格に整合した JIS に置き換えるもの: 8 規格

未採用の JIS を、新たに採用するもの: 2 規格

採用済の J 規格を、新たに制定する J 規格に置き換えるもの: 1 規格

未採用の CISPR 規格に整合した J 規格を、新たに採用するもの: 1 規格(J55011)

採用済の J 規格を、より新しい版の CISPR 規格に整合した J 規格に置き換えるもの: 1 規格

(J55014-1)

通達日:平成27年10月8日 適用日: 施行日:平成27年12月1日

(ただし、施行から3年間は、なお置き換える前の JIS 規格又は別紙によることができるものとする。  
なお、改正後の別表第十二表2中J55011(H27)の中心周波数13.56MHz、27.12MHz、40.68MHz及び40.46MHz又は41.14MHzを使用する高周波ウエルダの放射妨害波の許容値に関する表9及び表18の規定は、この通達の適用の日から平成32年6月10日までは適用しない。)

(5) 平成 27 年 10 月 8 日

改正の概要

技術基準解釈の別表第十の第1章及び第2章を改正し、高調波利用機器のうち電子レンジやIH調理機器などについては、別途制定するCISPR11に対応する整合規格(J55011)を適用することとする。

通達日:平成27年10月8日 適用日:平成27年12月1日。

(ただし、この通達の改正後の規定の適用については、この通達の施行の日から3年間は、なお従前の例によることができる。)

以上